

第2部 避難行動要支援者の避難行動支援のための準備

各市町村では、災害を想定して災害時要配慮者対策として「地域防災計画」「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」の整備を進めてきた。基本的にはこれらを引き続き進めていくことになるが、個別課題や取り巻く環境の変化、制度改正等を踏まえた取組が必要である。

I 支援のための環境整備

1. 災害対策基本法への対応

自助	共助	公助
・ 避難行動支援対策の重要性を知った上で、自分自身のできる範囲の取組を積極的に行う。	・ 避難行動支援対策の重要性を知った上で、避難行動要支援者と日頃からの関係づくりを行う。	・ 避難行動支援対策の明確化と周知 ・ 必要に応じた規程の整備等

(1) 災害対策基本法に基づき取り組む必要がある主要項目

災害対策基本法による取組が必要な主な事項は以下のとおりである。

- (i) 地域防災計画の策定
- (ii) 避難行動要支援者名簿の作成
- (iii) 平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供
- (iv) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
- (v) 個別避難計画の作成
- (vi) 平常時における避難支援等関係者への個別避難計画情報の提供
- (vii) 発災時等における個別避難計画情報の活用

なお、詳細については、「II 地域防災計画の策定」「III 避難行動要支援者名簿の作成」「IV 個別避難計画の作成」で述べる。

(2) 個人情報保護条例

東日本大震災においては、各市町村において個人情報保護条例との関係が十分整理されていなかったこと等により、市町村が把握する災害時要援護者の情報を安否確認に利用できなかったことが課題となった。

このことを受け、災害対策基本法では次頁のように規定され、各市町村がそれぞれの個人情報保護条例の定めるところにより、個人情報の提供について適切に運用することが位置づけられている。

災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

これまでも、一般的な市町村の個人情報保護条例においても、「人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、本人の同意を要さず名簿情報を提供することは可能とされている。

しかし、災害発生時等において、市町村が名簿情報を本人の同意なしで提供する際は、必要な目的のために、必要な範囲で、必要な限度で行えるのであって、無制限に提供できるものではない。

特に県外からの支援団体等については、行政側が団体に対する知識を持っていない場合が多く、判断が難しい。

どのような目的で、どういった団体に、どのような情報を、どのような手段で提供するかは、発災後の混乱した状態で容易に整理できるものではなく、東日本大震災の際においても様々な課題が顕在化した。そのような教訓を踏まえて、各市町村ではあらかじめ適切な対応が必要である。

そのため、「避難行動要支援者の名簿情報の提供及び避難支援の実施に関するポイント（令和 3 年 3 月 30 日、県地域福祉政策課）」を参考に、災害発生時等における名簿情報の提供に関する運用ルールを策定し、避難支援等関係者と連携して円滑な支援が実施できる体制を構築する必要がある。

2. 防災関係機関・福祉関係機関等の連携強化

自助	共助	公助
—	—	・ 関係機関との連携を強化するための各種対策を実施する。

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から防災や保健、医療、福祉等の各分野の関係者や関係機関同士が連携して取り組むことが重要である。

市町村においては、防災部局と福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織として、「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」を設置することが適切である。

併せて、避難支援体制の整備を進めるにあたっては、必要に応じ、避難支援等関係者の参加を得ながら進め、関係機関との連携体制を構築しておくことが重要である。また、関係機関同士が相互の連携体制を構築しておくことも求められる。

3. 警戒レベルの基準策定

自助	共助	公助
<ul style="list-style-type: none"> 自身の特性に合わせた情報収集手段を確保することとし、情報収集が困難が予想される場合は、地域に知らせておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベルの発令等の判断の基準を知る。 情報の収集が難しい人を把握し、助け合える手段を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への警戒レベルの発令等の判断の基準を策定し、周知する。

発災時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うため、市町村は具体的な警戒レベルの発令等の判断の基準の策定が求められており、国の取組指針を参考に適切な取組が必要である。

【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（抜粋）】

（1）警戒レベル3 高齢者等避難の発令・伝達

- 市町村は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令及び伝達に関する事項を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令及び伝達すること。
- 警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動の準備を行うことが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、
 - ・ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
 - ・ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ・ 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選んで流すこと
 など、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

- 災害時、特に津波警報等の発表時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。
- また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達の手段を確保すること。
- さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

<情報伝達の例>

聴覚障害者：FAX による災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

4. リードタイム（避難の時間的余裕）の違いに関する考え方の整理

災害には、地震発生時の津波災害のような避難の時間的余裕がない災害と時間的余裕がある風水害等の災害がある。災害時の避難支援においては、災害の違いに応じた柔軟な対応が重要となる。

そのため、個別避難計画の作成時や訓練等の実施時には、避難余裕時間の違いに起因する課題等を整理し、それぞれの状況に応じた対策を講じることが望ましい。津波災害など困難な状況のみに着目し、取組全体が停滞しないよう配慮する必要がある。

(1) 避難の時間的余裕がある災害（風水害等）

避難の時間的余裕がある災害では、基本的には事前に作成した個別避難計画等に沿った避難行動が適切に実施されることが重要である。

そのためには、前項「3. 警戒レベルの基準策定」で適切な枠組みを設置した上で、それが周知徹底されている必要がある。

(2) 避難の時間的余裕がない災害（津波を伴う地震等）

避難の時間的余裕がない災害では、避難行動支援者は、まずは自らと自らの家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。

特定の避難行動支援者を定める場合でも、災害発生時には事前の予測を上回る事態が起こる場合があることから、避難行動支援者の生命や身体の安全を守るため、例えば最終的な「退避」の判断基準について明確化し、地域住民への周知を徹底することで、避難行動要支援者と避難行動支援者の相互の理解を促進させることが重要である。

5. 避難する場所等に関する考え方の整理

災害時に避難する場所等を大別すると、以下の(1)(2)に分類される。市町村は、あらかじめ地域の特性に応じて避難する場所を整理・整備しておき、避難行動要支援者が、その特性等に応じて避難先を選択できるようにしておく必要がある。

なお、避難行動要支援者がどこに避難するのかは、平常時に決定しておくとともに、災害時には、状況に応じた柔軟な対応が重要となる。

そのため、個別避難計画の作成時や避難訓練等の実施時には、避難する場所ごとに課題等を整理し、それぞれの状況に応じた対策について検討することが望ましい。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、洪水や津波など災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所であり、避難行動要支援者を含め地域住民が命を守るためまず避難する場所である。県では特に、津波から一時的に避難するための高台や避難ビル等を「津波避難場所」と呼んでいる。

(2) 避難生活をする場所

(i) 指定避難所

指定避難所は、被災者が一定期間避難できる施設として、市町村が指定しており、原則的に避難の必要がある人が避難する場所である。指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねる場合もあり、発災時には指定避難所に直接避難してくる人も数多く出てくることが予想される。また、電気、水道などライフラインが途絶するような大規模な震災が発生した場合、災害が収まった後、避難行動要支援者を含め地域住民の多くが食料や生活に関連する支援を求めて指定避難所に移動してくると考えられる。

(ii) 指定外避難所

市町村から避難所に指定されていない地域の寺社や集会所等において、住民が結果的に避難する場所である。東日本大震災ではこのような避難施設が自然発生したが、本県でも同様に避難所の役割を担う可能性が考えられる。

(iii) 自宅

災害発生時には、そのまま自宅へ留まる人も存在する。理由としては、自宅が耐震性能に優れている、津波被害がない等様々だが、本人の意思ではなく他者からの支援が得られなかった等の理由でやむを得ず自宅へ留まる人もある。

これまでの災害では、一旦は指定避難所等に避難したものの、個別の事情で共同生活が難しく、やむを得ず半損壊した自宅に戻る要配慮者等の方も多かった。

(iv) 福祉避難所

福祉避難所は、一般の指定避難所では生活が困難である、介助が必要な高齢者や障害者等に配慮し、災害の規模に応じて、市町村によって開設が適当とされた場合に設置される。

これまでの災害では、福祉避難所の対象者ではない一般の地域住民が福祉避難所に殺到した例もあり、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること等の対応が必要となる。

II 地域防災計画の策定

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の重要事項を地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

従来の全体計画については、県内の全市町村で策定済みとなっているが、避難行動要支援者の対象範囲の再検討など所要の改正を行う必要がある。また、次頁の国が定める事項に加え、「自助」「共助」「公助」の役割分担についても整理しておくことが望ましい。

自助	共助	公助
・ 地域防災計画に基づく避難行動要支援者対策を知る。	・ 地域防災計画に基づいて、地域全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知する。	・ 地域特性を勘案した地域防災計画を策定し、自主防災組織等へ周知する。

1. 地域防災計画において定める事項

国の取組指針が示す地域防災計画において定める事項は次頁のとおりである。ただし、災害対策基本法は、避難行動要支援者名簿の作成等にあたって地域防災計画で定める事項を、次頁の事項に限定するものではない。なお、策定にあたっては、以下の点について注意が必要である。

- 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しにあたっては、消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者・障害者等の多様な主体の参画を促すこと。
- 実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること。その際には、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情に応じて避難支援等関係者を決めること。
- 東日本大震災においては、消防職員や消防団員、民生委員など多数の避難支援等関係者も犠牲になったことから、避難支援等関係者の安全確保については、特に避難の時間的余裕がない災害における市町村としての考え方の提示が必要である。

【避難行動要支援者の避難支援等について定める事項】

避難行動要支援者の避難支援等について定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ◎避難支援等関係者となる者
- ◎避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ◎名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ◎名簿の更新に関する事項
- ◎名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ◎個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ◎個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ◎個別避難計画の更新に関する事項
- ◎個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ◎要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ◎避難支援等関係者の安全確保

条例の定めを検討すべき事項

- ◎名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置
- ◎個別避難計画の外部提供の同意に関する特例措置
- ◎個人番号の独自利用を行う事務
- ◎孤児番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- ◎番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- ◎同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

- 名簿の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- 個別避難計画の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- マイナンバーを活用する方針
- 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合わせを行うに当たって、調整等を行う者
- あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- 避難行動要支援者の避難場所

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

Ⅲ 避難行動要支援者名簿の作成

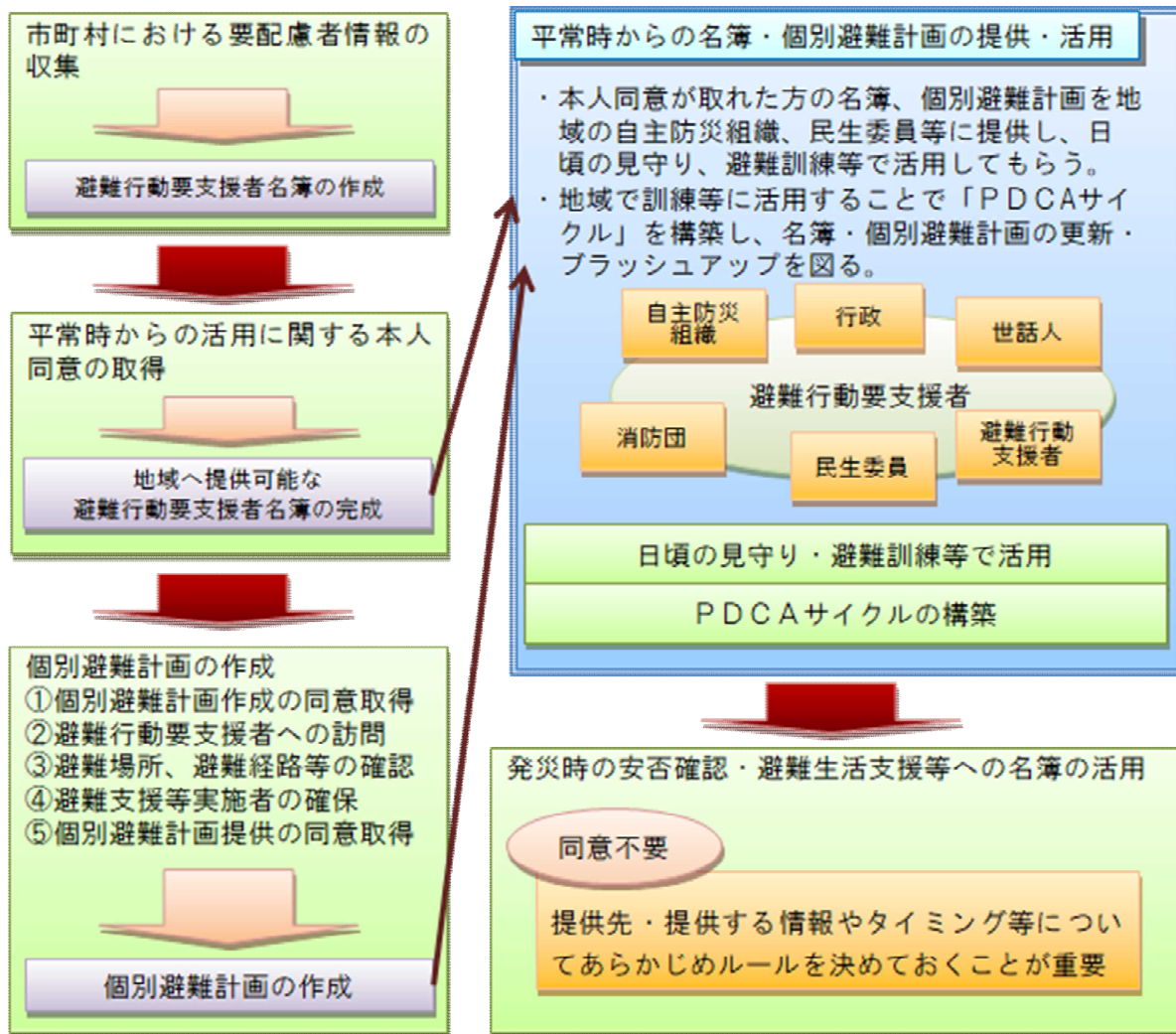
地域防災計画において、対象者の範囲を定めた後は、避難行動要支援者の名簿を作成し、平常時及び発災時等に効果的に活用することが必要である。

このうち、避難行動要支援者の名簿については、災害対策基本法で市町村長による作成が義務付けられ、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、対象者の個人情報目的外利用が可能となった。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲についての要件を設定するにあたっては、要介護度、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者については、支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けるなどの工夫が必要である。

自助	共助	公助
<ul style="list-style-type: none">積極的に申し出を行うなど、自分から周りに情報を発信していく名簿情報の提供に同意する	<ul style="list-style-type: none">日頃からの見守り活動や防災マップづくり等を通じて、対象者の把握・行政への情報提供同意が得られていない避難行動要支援者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">防災部局や福祉部局が中心となった「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」の設置行政内部で把握している情報をもとに避難行動要支援者の対象となる方をリストアップ地域の避難支援等関係者等から収集した情報を加え、避難行動要支援者名簿を作成避難行動要支援者に名簿情報提供の同意確認避難支援等関係者に名簿情報の提供上記のことについての重要性を啓発

避難行動要支援者名簿を作成する際の標準的な手順はおおむね次頁のとおりである。



1. 要配慮者情報の収集

避難行動要支援者名簿については、災害時の避難行動の支援や安否確認、避難生活支援を的確に行うため、市町村において全庁的な作業体制の整備のもと、地域防災計画に定めた対象者の範囲に基づき、行政内部の情報を活用して整理する。

【避難行動要支援者名簿の対象者の範囲の例】

【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③重度以上と判定された知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

以下に、参考として、避難行動要支援者の種別ごとの把握の方法について記載する。

【避難行動要支援者の種別ごとの把握の方法】

i) 高齢者の把握

要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握するとともに、一人暮らし高齢者の情報に関しては、住民基本台帳の活用等により把握する。

ii) 障害者の把握

障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分等が基本となり、市町村は、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談窓口及び各種支援制度の周知を進めるとともに、障害者団体の協力を得ながら、情報の把握を行う。また、自立支援医療のデータ等の活用も有用である。

iii) 在宅療養者の把握

人工透析を受けている場合など常時、特別な医療等を必要とする在宅療養者については、福祉保健所（高知市においては市保健所も含む。）、医療機関、居宅介護支援事業所など関係する機関との連携や、身体障害者手帳等を活用しながら、該当者の把握を行う。

なお、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の把握については、特定医療費受給の難病患者情報の提供を県健康対策課に求めることもできる（小児慢性特定疾病児童の情報提供については高知市を除く。）。

iv) 妊産婦及び乳幼児や在住外国人居住者

妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳を活用しながら把握する。また、在住外国人については、同様に住民基本台帳を活用することに加え、自治会等での行事参加や地域で開催されている外国人向け日本語教室、外国人雇用企業等を通じた情報把握に努める。ただし、妊産婦及び乳幼児や在住外国人居住者については、把握が困難であるとともに、支援を必要としない場合も考えられることから、平常時より積極的な広報活動等により情報提供を行い、対象者のうち、支援が必要な方からのアクセス（手上げ）を求めることが望ましいと考える。

また、マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第二の56の2の項中第四欄に規定された情報を入手して、避難行動要支援者名簿を作成することもできる。

番号利用法第9条第2項による庁内連携の条例化にあたっては、庁内連携する特定個人情報が、番号利用法別表第二の第四欄に掲げるものである場合には、包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となる。

以下に、参考として、庁内連携に係る包括的な条例の例について記載する。

【庁内連携に係る包括的な条例の例】

(個人番号の利用)

第〇条

市町村長又は教育委員会は、番号利用法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りではない。

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

避難行動要支援者名簿の精査については、行政情報をもとに形式的な要件で線引きすると実態との乖離が生じる可能性があるため、

- (1) 民生委員など、地域見守りネットワーク活動の情報
- (2) 地域での防災訓練・防災マップなどを通じて、自主防災組織等が把握する情報
- (3) 福祉サービス事業所等がもつ情報
- (4) 自治会からの「支援が必要と認める者」の情報

などの地域からボトムアップされる情報と行政情報をマッチングさせるなど、「真に避難支援が必要な方」が抜け漏れないよう、官民一体となった体制づくりを構築していくことが重要である。

特に、真に支援が必要な人を把握するため、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職や、地域の相談支援事業所、特別支援学校、医療機関、障害者団体・患者団体等と連携した取組が必要である。

「真に避難支援が必要な方」の判断については、同居家族の有無なども要件の一つになり得る。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケース、医療機器の装着等により同居家族だけでは避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではない。同様に、保護者と同居する障害児であっても、「保護者が同居していること」等の要件のみで避難行動要支援者名簿への掲載がされないことがないよう留意すること。

なお、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合、訪問調査や福祉専門職からの情報提供等により避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者について、避難行動要支援者名簿から除外するなど、避難行動要支援者名簿について適宜精査することが重要である。

また、地域が支援を必要とする方を把握するためには、避難に支援を必要とする人と、近所の住民とが顔見知りの関係にあるなど、日頃からの地域との関係づくりが重要である。避難行動要支援者自身は、必要な薬剤や器材、身体の状態やかかりつけ医、通常利用している福祉サービス等の情報を地域や避難支援等支援者に提供することが、いざという時のスムーズな避難、自分自身と避難支援等実施者の安全確保につながることを理解することが必要である。

2. 平常時からの個人情報の活用に関する本人同意の取得

平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供するためには、避難行動要支援者の同意が必要となる。同意を得るにあたっては、市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められる。

また、個人情報を提供する先もあらかじめ避難行動要支援者本人に示す必要がある。一般的には、民生委員や自主防災組織、社会福祉協議会などのコーディネーターなどが考えられる。

さらに、その個人情報の活用目的を適切に設定することは極めて大切である。平常時に活用することを前提とするのであれば、発災時の避難支援のための個別避難計画の作成だけでなく、日頃の見守りや防災訓練などの呼び掛けに活用し、避難支援等関係者をはじめとする地域住民と避難行動要支援者が顔の見える関係性の構築に繋げることが大切である。

行政は、同意が得られない避難行動要支援者に対して粘り強く働きかけることや、避難行動要支援者の理解を得るための啓発活動に努めるものとし、地域の避難支援等関係者は、「同意」することが安全・安心な地域づくりにつながるという意識が避難行動要支援者に浸透するよう、行政と連携をして粘り強く取り組んでいくことが必要である。

また、避難行動要支援者本人は、避難行動要支援者名簿に記載される内容や、名簿情報の活用目的、提供先等について理解をしたうえで、名簿情報の活用や避難支援の取組に積極的に関わってもらいたい。

重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えないこととされている。

【名簿情報の提供について同意を得るための様式の例】

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名：	等級：
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名_____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

3. 避難行動要支援者名簿の管理・更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿は、転出・転入、転居、身体的状況の変化等により情報に変更が必要となるため、概ね年に1度程度、定期的に更新するなど、名簿情報を最新の状態に保つ仕組みを構築し、地域からボトムアップされる情報と行政情報をマッチングさせる仕組みづくりに取り組み、真に支援の必要な人が抜け漏れのないように適切に管理するとともに、避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、社会福祉施設等へ長期間の入所や入院等をした避難行動要支援者（以下「施設入所者等」という。）を把握した場合は、当該避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿から削除し、反対に、社会福祉施設等から退院や退所等をした避難行動要支援者を把握した場合は、当該避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿に掲載するなど、施設入所者等への対応についても検討が必要である。

4. 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

避難行動要支援者名簿は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意に基づき、当該避難行動要支援者の名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供する。

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる。取組指針で示されている市町村が講ずる措置例は次のとおりである。

<市町村が講ずる措置例>

- ・避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市町村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・名簿情報の取扱状況の報告を求めること

- ・ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で速やかに共有することが適切である。転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

IV 個別避難計画の作成

自助	共助	公助
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画の作成への積極的な関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者と避難支援等関係者の関係性を構築 ・ 避難支援等実施者の確保 ・ 大規模災害と通常の風水害を区別して想定した「個別避難計画」づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援等関係者と連携し、抜け漏れのない個別避難計画作成を支援 ・ 実効性のある「地域津波避難計画」の策定を支援 ・ 避難行動要支援者本人やその家族、あるいは地域住民（以下「避難行動要支援者本人等」という。）が作成した個別避難計画に対する「公助」の役割を明確化

1. 個別避難計画の位置づけ

令和3年の改正災害対策基本法により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

個別避難計画では、「災害時に避難行動に支援が必要な方がどこに住んでいるか」、「どのような支援を必要としているか」、「災害時に、避難行動要支援者を誰（避難行動支援者）が、どこ（避難場所等）にどのような手段（徒歩・車いす等）で避難支援するのか」、「災害時の緊急連絡先」などについて定めることが適切である。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況に個人差があり、その特性に合わせた支援が必要となることから、地域において、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者の具体的な話合いを通じて作成されることが望ましい。

2. 個別避難計画の作成主体

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、市町村において作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。

3. 個別避難計画の作成体制

個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者ととも計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。

個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・医療・保健・地域づくりなどの関係する部署等による横断的な組織のほか、庁外の民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会、地域の看護・介護・福祉などに関連する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾患患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等がある。

このように、庁内外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効である。

市町村は地域に対して、個別避難計画の様式を提供するとともに、話し合うことができる場の提供や自治会等を対象とした個別避難計画作成に関する説明会の実施など、地域での話し合いが活発に行われるためのサポートが重要な役割となる。

4. 個別避難計画作成に係る福祉専門職の参画

個別避難計画の作成にあたっては、大分県別府市や兵庫県の先進事例からも、介護支援専門員などの福祉専門職の参画が効果的である。

避難行動要支援者は、福祉サービスなどを利用している方が多く、日頃から接している福祉専門職とは信頼関係が構築されているため、名簿情報提供の同意取得や、個別避難計画の作成がスムーズになる。

また、福祉専門職は、避難行動要支援者の最新の情報を把握しているため、個別避難計画における避難行動要支援者の心身状況を記載する項目について、容易に記載することができる。

特に介護支援専門員や相談支援専門員は、以下の理由から、個別避難計画作成について参画を得ることが極めて重要である。

- ①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる。
- ②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的である。
- ③災害時のケア継続にも役立つ。

なお、避難行動要支援者の特性によって関係性がある福祉専門職が違うため、次頁の表を参考に、福祉専門職の参画について検討されたい。

【避難行動要支援者の特性別における関わりが考えられる福祉専門職等】

高齢者（要介護認定者）	介護支援専門員、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師
身体障害児・者	相談支援専門員、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、視覚障害者生活訓練指導員、保育士、保健師
知的障害児・者 精神障害児・者 発達障害児・者	相談支援専門員、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士
重症心身障害児・者 医療的ケア児・者	相談支援専門員、保健師、保育士、医療的ケア児等コーディネーター
生活支援が必要な難病等患者	保健師
特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工呼吸器使用者、在宅酸素療法者等）	医師、看護師、医療機器販売業者等、保健師

県では、福祉専門職の各団体に対し、取り組みへの理解を働きかけており、市町村においても、必要に応じ、各団体に対し協力を求められたい。

個別避難計画を作成する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会をはじめとして、作成の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、市町村にとって最善な連携の在り方を検討することが重要である。

5. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

①地域におけるハザードの状況（河川浸水想定区域、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域など）

※ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。

②避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

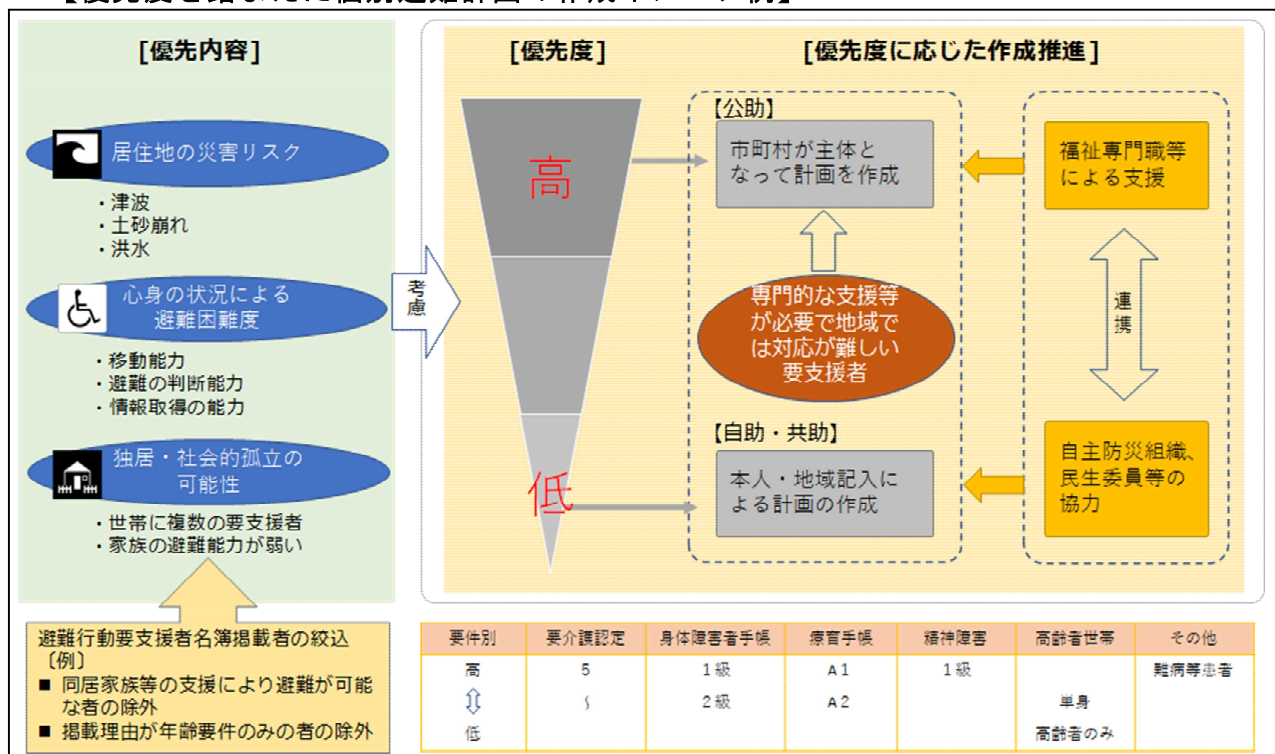
※医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

③独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※家族が高齢者や障害者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

なお、国は、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、令和3年度からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことを求めている。県でも、優先度の高い津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者について早期の個別避難計画の作成を目指し、沿岸の市町村とともに取り組んでいるところである。

【優先度を踏まえた個別避難計画の作成イメージ例】



6. 個別避難計画の作成における本人同意の取得

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者から個別避難計画を作成する同意を得る必要がある。同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意すべきである。同意の取得については、同意書により個別避難計画の作成と提供の両方について同じ様式で取得することや、個別避難計画の様式に組み込むことも効果的である。

個別避難計画作成の同意は、名簿情報の提供の同意書に個別避難計画の作成について併記するなど、名簿情報の提供と同時に同意を取得することで事務負担の軽減や迅速な計画作成に効果が見込まれる。

なお、避難行動要支援者から個別避難計画作成の同意が得られない場合は、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととされている。ただし、同意が得られない場合でも、引き続き同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。

【個別避難計画の作成・更新・提供について同意を得るための様式の例】

<p>個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例</p>
<p>令和△△年□月◇◇日</p>
<p>個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。</p>
<p>個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。</p>
<p>以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。</p>
<p>上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、</p>
<p>個別避難計画を作成・更新することに、</p>
<p><input type="checkbox"/> 同意します</p>
<p><input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解した上で、同意しません</p>
<p><input type="checkbox"/> 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます</p>
<p>⇒<input type="checkbox"/> 同意します</p>
<p>個別避難計画を提供することに、</p>
<p><input type="checkbox"/> 同意します</p>
<p><input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解した上で、同意しません</p>
<p><input type="checkbox"/> 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます</p>
<p>⇒<input type="checkbox"/> 同意します</p>
<p>署名</p>

出典先：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定内閣府）

7. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画に記載する項目

個別避難計画に記載する項目は次のとおりである。

【個別避難計画に記載等する事項】

- ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦避難行動支援者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
 - ⑧避難施設その他の避難場所
 - ⑨避難路その他の避難経路
 - ⑩①～⑨に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- ※⑨の「避難路」「避難経路」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載を求めるものではない、

上記を踏まえ、本ガイドラインでは津波浸水想定区域を持つ地域の個別避難計画として、次頁に様式を例示する。

なお、避難支援等実施者の役割についても時間の経過によって異なるため、本ガイドラインでは、避難支援等実施者を、避難準備支援者、避難行動支援者、避難生活支援者の3種類に区別している。

【個別避難計画（津波浸水想定区域の場合）の様式例と記載時の注意】

津波浸水想定区域を持つ地域における個別避難計画の様式例

氏名	生年月日	性別
郵便番号	住所又は居所	
電話番号その他の連絡先		
避難支援等を必要とする理由		
(障害、要介護、難病、療育)の種別		
障害等級、要介護状態区分、療育判定等		
その他		
避難時に配慮しなくてはならない事項 (あてはまるものすべてに <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えにくい(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を覚えても知人や家族と分からない		
同居家族等		
緊急時の連絡先①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)	
	住所	
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:	
緊急時の連絡先②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)	
	住所	
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:	
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印)など		
避難準備支援者①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)	
	住所	
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:	
避難準備支援者②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)	
	住所	
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:	

南海トラフ地震の津波災害など、避難の余裕時間が短い災害の場合					
避難行動支援者①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難先及び避難経路		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
避難行動支援者②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難方法 (避難する際に必要とする用具等)		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合					
避難行動支援者①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難先及び避難経路		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
避難行動支援者②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難方法 (避難する際に必要とする用具等)		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
台風等の一般の風水害					
避難行動支援者①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難先及び避難経路		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
避難行動支援者②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難方法 (避難する際に必要とする用具等)		
	住所				
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:				
避難生活支援者①	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)		避難生活支援者②	フリガナ 氏名 (団体会名及び代表者)	
	住所			住所	
	連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:			連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:	

令和△△年□月◇◇日
記載内容に誤りがないことを確認するとともに、○○市に報告することを了承します。

津波洪水想定区域を持つ地域における個別避難計画の記載時の注意

氏名		生年月日		性別	
郵便番号		住所又は居所			
電話番号その他の連絡先					
避難支援等を必要とする理由					
(障害、要介護、難病、療育)の種別		障害等級、要介護状態区分、療育判定等			
その他					
避難時に配慮してはならない事項		<input type="checkbox"/> あてはまるものすべて <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えにくい(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を見てても知人や家族と分からない <input type="checkbox"/> その他	
同居家族等					
緊急時の連絡先①		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:		避難先及び避難経路	
緊急時の連絡先②		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:		避難先及び避難経路	
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の日印、避難済みの日印)など					
避難準備支援者①		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先		避難先及び避難経路	
避難準備支援者②		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:		避難先及び避難経路	
避難生活支援者①		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:		避難先及び避難経路	
		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先 電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:		避難先及び避難経路	

・複数の連絡先を記載することが望ましい。

・団体名でも構わない。
・複数記載できることが理想。

・特記事項は、できるだけ詳しく記載することが重要。

・災害の種別により、避難場所や避難経路は異なることもある。
・避難経路は、地図で示す方が視覚的に把握しやすいため、推奨される。
・津波到達予測時間、避難に掛かる時間等にも言及し、時間感覚をイメージできるように促す。

・個人名が望ましい。
・複数記載できることが理想。

・場合によっては、介護支援専門員等の福祉専門職を記載することも有効。

令和△△年□月◇◇日
記載内容に誤りがないことを確認するとともに、○○市に報告することを了承します。

氏名

この様式の特徴は、避難行動支援者と避難する場所について、災害種別・規模によって記載欄を別々に設けたことである。臨時情報についても、地震津波災害や風水害とは異なる避難支援等が必要となるため、記載欄をわけて設けている。

また、避難支援等実施者として組織や団体も記載することができる。この場合、当該組織や団体は、個別避難計画の提供を受けることとなるが、当該個別避難計画は避難支援等の実施に必要な限度で提供されたものであり、当該組織や団体内で実際の避難支援等にあたらぬ職員や構成員までも共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意されたい。

避難支援等実施者として組織や団体を記載する場合、住所や居所については「代表者の住所」や「消防屯所」のような記載が考えられる。電話番号等連絡先は、代表者の電話番号や団体の代表番号など、平常時から連絡が取れるものである必要がある。

さらに、避難行動要支援者が人工呼吸器等の医療機器を装着している場合、電源の喪失は生命に関わることから、非常用電源の有無等を確認した上で避難場所を検討し、非常用電源が確保されていない場合には、医療機関やメーカーと連携した確保策を含め、あらかじめ調整しておくことが適当である。

個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村においては、34ページに掲げる項目のうち①から⑨に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して内容の充実を図る方法も考えられる。ただし、このような作成手法を取った場合、該当する個別避難計画を一覧表にして管理するなど、完成度が低いまま放置されることがないように留意しなければならない。

なお、32ページの作成イメージ例にもあるように、個別避難計画は、避難行動要支援者本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族等が記入することで作成としても差し支えない。例えば、記入しやすいよう自己チェック方式とすることも考えられる。

(2) 個別避難計画の作成を進めるための仕組みづくり

個別避難計画の作成は、「地域での話し合い」で進められることが望ましいが、地域で取り組む場合、主体があいまいになり実行に結びつかないという状況が懸念されるため、市町村が主体となって個別避難計画を作成することがポイントとなる。

市町村は、個別避難計画の作成が円滑に進むような仕組みをしっかりと担保することに加え、地域での話合いが活発に行われるためのサポートを行うことが重要な役割となる。なお、防災の専門知識を有する「こうち防災備えちよき隊」や防災士の協力を得ることも有効である。

地域では、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織などが、地域の実情や避難行動要支援者の意向を踏まえつつ、避難支援等実施者を決定することが適切である。その際、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、できる限り複数の避難支援等実施者が相互に補完し合いながら支援にあたることや、一人の避難支援等実施者に役割が集中しないよう、適切な役割分担を行うことに注意する必要がある。

実効性の高いものとするため、避難行動要支援者本人及び家族は、避難行動要支援者の支援の必要性等の情報について、地域の避難支援等関係者や避難支援等実施者と共有し、計画づくりに積極的に参画することが重要である。

(3) 南海トラフ地震の津波を考慮した個別避難計画作成の進め方

全ての住民は、自分自身及びその家族の安全確保を最優先し、まずは、津波から逃げるのが大切であり、津波からの避難のあり方については、別途県から「高知県津波避難計画策定指針」（平成25年12月、県南海トラフ地震対策課）で示している。

また、南海トラフ地震の津波浸水想定区域における個別避難計画の作成は、同指針に示された地域津波避難計画の策定フローに基づき実施することが効果的である。

(i) 住民主体のワークショップを開催し、避難行動要支援者に対する避難支援等について検討する。

(ii) 検討した内容を、一人ひとりの個別避難計画に反映させて、避難支援等の実行につなげていく。

(iii) 避難行動支援者の安全確保のための対策を検討する。

避難行動支援者の安全確保のためには、発災時における広く津波浸水予測時間を知らせるための多様な伝達手段の確立の検討が必要である。

(4) 津波浸水想定区域以外での個別避難計画作成の進め方

南海トラフ地震による津波対策だけでなく、地震による揺れや通常の風水害への対策も重要である。市町村は、通常の風水害の方が発生頻度が高いということを踏まえ、地域における個別避難計画の作成等の取組を進捗させることが必要である。先に例示した個別避難計画のモデル様式は、主として津波浸水想定区域内の事情を考慮して作成されたものであるが、地域の特性や状況に応じて柔軟に対応してもらいたい。

なお、個別避難計画の作成手順については、津波浸水想定区域以外においても、先述の地域津波避難計画の策定フローによる手順が有効と考えられるため、同様に参考にされたい。

(5) 避難行動要支援者本人やその家族等による個別避難計画作成の進め方

避難行動要支援者本人やその家族、あるいは地域住民（以下「避難行動要支援者本人等」という。）が作成する個別避難計画（以下「本人・地域記入の個別避難計画」という。）の作成手順例は、以下のとおりである。

- ①市町村は、地域防災計画に定める本人・地域記入の個別避難計画の作成対象者に対し、個別避難計画様式を送付する。
- ②避難行動要支援者本人等は、市町村から送付された個別避難計画様式に内容を記載し、市町村へ提出する。
- ③市町村は、避難行動要支援者本人等から提出された個別避難計画について、必要な記載等に漏れがないかを確認する。
- ④市町村は、③で必要な記載等に漏れがなかった場合、当該個別避難計画を作成済みとして取り扱う。
- ⑤市町村は、③で必要な記載等に漏れがあった場合、当該避難行動要支援者本人等に対し、訪問等による聞き取り等により必要な記載等について補完することで、当該個別避難計画を作成済みとして取り扱う。

市町村が個別避難計画様式を送付する際には、記載例や記入手順書、ハザードマップ、市町村内の避難所一覧等を同封するなど、避難行動要支援者本人等に対し、個別避難計画の作成が負担とならないよう配慮することが重要である。

なお、本人・地域記入の個別避難計画については、市町村が作成した個別避難計画等との内容の優劣を示すものではない。

(6) 個別避難計画作成後のPDCAサイクルの定着

それぞれの地域においては、避難行動要支援者本人が参加する避難訓練において、実際に個別避難計画に基づく避難支援等を実施し、その結果を検証することが重要である。そして、検証の結果を踏まえて改良するといったPDCAをしっかりと実施していくことで実効性は高まる。実効性を高める過程で、自助や共助の取組だけでは対応が難しく、行政による支援が必要なニーズが生じた場合は、市町村とともに対策を検討していくことも必要となってくる。

市町村は、作成された各避難行動要支援者の個別避難計画を地域と共有し、作成の進捗状況や避難訓練の実施状況等を適切に把握するとともに、地域での取組がより活性化するよう取り組むことが重要な役割である。さらに、避難訓練等による個別避難計画の検証結果に基づき、必要となる公助のニーズを把握し、地域とともに対応していくことが重要である。

8. 避難支援等実施者の確保

避難支援等実施者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と避難行動要支援者が、平常時から顔の見える関係づくりを構築することなどが重要である。この際、地域に事業所や宿舎等を有する企業等も、避難支援等実施者として協力を得ることも考えられる。なお、個別のニーズから、避難行動要支援者自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があることに留意されたい。

また、避難支援等実施者が支援を引受けやすくなるよう、避難支援等実施者の負担感を軽減するため、次のような取組が必要となる場合もある。

- ①個々の避難支援等実施者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難支援等を実施すること
- ②地域における避難支援等実施者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうこと
- ③避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難をきたす場合については、あらかじめ近隣の介護施設等の福祉事業者による支援について調整しておくこと

複数人で役割分担をする場合、それぞれが、避難を促すための本人等への電話での連絡や安否確認、避難支援など一部支援を実施し、全体として適切な避難支援等とすることが考えられる。複数人で役割分担し避難支援を実施することにより避難支援等実施者の負担感の軽減が期待される。

9. 個別避難計画作成への本人及び関係者の参加

個別避難計画の作成においては、個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。

地域調整会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障害者団体その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定される。

地域調整会議にあたっては、避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。また、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。なお、本人の心身の状況等によっては、会議形態をとらずに、本人宅で必要な関係者だけで情報共有、調整を行うことも考えられる。

さらに、個別避難計画の作成完了時に、記載内容を本人又はその家族が確認することも必要である。

10. 作成した個別避難計画の提供における本人同意の取得

作成した個別避難計画は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者本人の同意に基づき、当該個別避難計画を地域の避難支援等関係者に提供する。

個別避難計画提供の同意を得るためには、名簿情報提供の同意や個別避難計画作成の同意と同様に、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながることに留意すべきである。

なお、個別避難計画提供の同意は、名簿情報提供の同意書に個別避難計画の提供について併記することや、個別避難計画の様式に組み込むことで、事務負担の軽減や迅速な計画作成に効果が見込まれる。

11. 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高める上で重要となる。

個別避難計画は、避難行動要支援者の心身の状況の変化等により情報に変更が必要となるため、概ね年に1度程度、定期的に更新するなど、個別避難計画を最新の状態に保つ仕組みを構築し、避難支援等関係者間で共有することが適切である。

12. 個別避難計画が作成されていない者への配慮

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、作成作業の途中である、作成の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、何らかの配慮が必要となる。

配慮の具体的な内容としては、

- ①平常時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備
- ②災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施

以上のように、市町村が、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についての仕組みを整えておくことが求められる。

13. 災害対策基本法の改正前に作成された個別避難計画の取り扱い

これまで「個別計画」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、令和3年5月に改正された災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改めて個別避難計画を作成する必要はない。

ただし、記載内容に不足があるなど、内容に実質的に不足がある場合には、個別避難計画の更新等の適切な機会を捉えて、備考や特記事項の欄あるいは余白などに必要な事項を追記すること等が必要となる。

V 避難行動要支援者自身の取組

自助	共助	公助
<ul style="list-style-type: none">・自身の現状を把握し、可能な限りの取組を実施・取組状況等については地域等と共有する。	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者に対し、可能な範囲での取組を支援	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者に対する情報の提供や可能な範囲での支援

1. 「自助」の理解と心構え

避難支援とは、避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者自身が避難行動を起こすことが大切となる。

37ページに記載した、避難行動要支援者本人及び本人の家族が個別避難計画を作成することは、自分たちの命を自分たちで守るという「自助」の意識向上につながるものである。

2. 主体的な行動

避難行動要支援者は、必要に応じ避難準備支援者の支援を得ながら自宅の耐震化や家具固定等の室内安全化、食料備蓄などに努める。併せて、地域の防災訓練等への参加や避難行動要支援者名簿への登録と自身の個別避難計画作成へ積極的に関わることが重要である。それら災害対策を通じて日頃から隣近所や避難支援等関係者との関係づくりを積極的に進めることが大切である。避難行動要支援者自身が避難について考え、自らの身を守るための主体的な行動を行うことが最も重要な「避難行動要支援者対策」となる。

また、避難行動要支援者は、被災時に支援が必要な事項を記載したお薬手帳や情報連絡カード等をあらかじめ作成し、常時携帯することも有効である。

情報連絡カードは、個別避難計画とは異なり、避難行動要支援者自身が保有し、災害時に持ち出すものであり、避難行動・避難生活支援者やその他医療関係者等が避難行動要支援者の支援を行うときに利用するための個人データが記載されたものである。

ヘルプマークは、外見からでは分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるものであり、ヘルプマークを携帯している方が避難してきた場合は、本人に聞き取りを行い、適切な対応が必要となる。

【情報連絡カードの例】

生年月日	せいねんがっぴ	年	月	日
	けつえきがた	A B O 型	RH	+
血液型	輸血 可・不可			
しょうがいしゃてちょう ほけんしょう ばんごう 障害者手帳・保険証の番号など				
避難所	ひなんじょ			

防災カード	
なまえ	
住所	じゅうしょ
電話番号	でんわばんごう
緊急連絡先	さんきゆうれんらくさき

つか 使っている薬		くすり		びごう 備考	
いりょうきかんめい 医療機関名 (かかりつけ医)	い	れんらくさき	連絡先	たんどうい	担当医

参考：IZA 障害者のための防災／支援マニュアル（平成 11 年 3 月、県障害保健課）